滑川市農業委員会総会議事録

１．　会議の日時　　令和５年 12 月５日（火）午後３時から

２．　会議の場所　　市役所東別館３階中会議室

３．　会議に付した議案等

議案第 28 号　　事業計画変更の承認申請に関する件
申請人　　●●●●

議案第 29 号　　農地法第５条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●　外８件

議案第 30 号　　農用地利用集積計画の策定について
申請人　　滑川市長　水野　達夫

・農地等の利用の最適化の推進について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

４．　委員の出欠
（出席農業委員・８名）
松井　滋樹、澤田　博行、中屋　作之、石原　忠則、江下　博、高橋　美彦、
新村　剛、杉本　久美子
（出席推進委員・８名）
黒田　敏弘、石黒　明、岩田　秀雄、浦田　弘、荒舘　正治、滝川　裕子、
開田　豊一、伊藤　久義
（欠席委員・０名）

５．　事務局（３名）
石井事務局長　村田主任　大竹主任

６．会議の要旨
午後３時 00 分　　開会

会　　長　　それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石原　忠則委員、江下　博委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第 28 号　事業計画変更の承認申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 28 号１番について説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
変更理由は、一般住宅敷地です。
譲渡人は、平成●年●月●日付け県農政第●●●●号（許可番号第●●●●号）で、申請地に住宅を建設するため許可を受けましたが、その後、●●●●等により現住居地での同居を余儀なくされ、計画を遂行できなくなったことから、今回、申請地を譲受人に譲渡するため、事業計画の変更申請を行うものです。変更内容について、転用目的は住宅の建築ということで当初から変更はありませんが、転用を行う者を譲受人に変更するものです。変更後の転用理由は、議案第 29 号１番が関連していますので、後ほどご説明します。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見等ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、異議なしということで、議案第 28 号については承認することといたします。

会　　長　　続きまして、議案第 29 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、おおむね 500m以内に●●●●、●●●●等があり、水道・下水管が埋設された幅員４m以上の道路に面した農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は●●●●に●●●●と居住しています。この度、●●●●の介護が必要になりましたが、現住居はバリアフリーされておらず、●●●●との同居は困難なことから、●●●●に介護可能な住居を建築し、●●●●と同居しながら介護をしていくこととしています。ゆくゆくは、●●●●の介護が必要でなくなった時には、●●●●が住居を譲り受け、譲受人は元の住居に戻る予定です。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日、●●●●委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。

推進委員　　先日、●●●●委員と現地確認してきましたが、同じく特に問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号２番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第１種農地と判断されますが、その地域に欠かすことができない集会所等に該当し、集落接続として例外的に許可できるものと考えれます。
転用理由は、公民館敷地です。
譲受人は、●●●●です。この度、申請地に隣接する現公民館が築 55 年と老朽化し、町内への住宅新築等により転入者も増え、128 世帯までに増加しており、現公民館の収容人数を超えている状態となっています。このことから、町内の臨時総会での承認を得、公民館を新築することとなりました。現公民館は取り壊し、駐車場スペースとする予定です。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内水路から側面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日、●●●●委員と現地を確認してきました。特に問題はありません。

推進委員　　現公民館は老朽化しており、町内の人数に対して手狭な感じです。町内会長からも話を聞きました。特に問題はありません。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号３番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第１種農地と判断されますが、その地域に欠かすことができない施設等に該当し、集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。
転用理由は、資材置場です。
譲受人は、●●●●に●●●●を有し、●●●●を営んでいます。近年、当該社が受注する●●●●で発生する●●●●が増え、現在保有している●●●●に余裕がなくなり事業に支障を来している状態となっています。このことから、運搬車の出入りが容易で●●●●に近い適地を探していたところ、申請地が適地と判断され、関係者の同意を得、申請されたものです。
隣接地との境界には既にコンクリート畦畔があり、土砂の流出はありません。雨水は、側面道路側溝に放流します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日●●●●委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。

推進委員　　地図を見てわかる通り、●●●●の土地であり、もともと農作物も作られていないところなので、特に問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号４番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。

譲受人は、●●●●で●●●●居住しています。この度、子どもの成長に伴い現住居が手狭になり、●●●●で適地を探していたところ、申請地が育児環境に優れ、駅・病院・商業施設等から近く、住居を構えるに最適であると判断し、申請されたものです。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日●●●●委員と現地確認等してきました。土地の隣には田んぼがありますが、その土地自体がきれいに整備されているので、何ら問題はないと思います。

推進委員　　先日●●●●委員と現地確認してきましたが、私も特に問題ないと考えています。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号５番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第１種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、駐車場です。
譲受人は、●●●●で●●●●居住しています。申請者は●●●●を営んでいますが、今年から、●●●●での●●●●により業務拡大を行ったところ、来客用駐車場が不足し、また、宅配業者のトラックが自宅前に路上駐車し、近隣への迷惑になることも心配していたことから、隣接地を取得し、来客用駐車場及びトラック集荷スペースとすることを計画し、申請されたものです。
隣接地との境界はコンクリート等施工されており、土砂の流出はありません。雨水は、転圧仕上げとし、地下浸透させます。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　●●●●委員と現地確認してきました。地図を見てわかる通り周りは住宅地であり、ここで田んぼをするのはちょっと難しいと思われるので、特に問題ないと思います。

推進委員　　先日●●●●委員と現地確認してきましたが、●●●●委員が言われる通り、全く問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号６番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第１種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は今年●●●●しましたが、仕事の都合上、●●●●は●●●●で、●●●●は●●●●に居住しています。この度、●●●●と考え、●●●●のため●●●●の居住地に近い所で適地を探していたところ、申請地が育児環境に優れ、駅・病院・商業施設等から近く、住居を構えるに最適であると判断し、申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　現地確認してきましたが、周りは住宅街であり何ら問題ございません。

推進委員　　私も現地確認してきましたが、何ら問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号７番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第２種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は、●●●●で●●●●居住しています。この度、子どもの成長に伴い現住居が手狭になり、居住地近隣で適地を探していたところ、●●●●が親が所有する農地であり、育児環境に優れ、保育施設・学校・商業施設等から近く、住居を構えるに最適であると判断し、申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　地図を見てわかる通り周りは宅地化しており、またこの土地については区画整理されており、いずれは住宅になるものであり、転用には問題ないと思います。

推進委員　　現地確認してきました。今ほど報告のあった通り、転用には全く異論ございません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号８番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、おおむね 500m以内に小学校、地区公民館等があり、水道・下水管が埋設された幅員４m以上の道路に面した農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、駐車場です。
譲受人は、●●●●で●●●●等を営んでいます。この度、当該前面道路が市の事業により拡幅することになり、これまで使用していた駐車場スペースが８台分の敷地が、道路用地として減少することになりました。また、これまでも既存の駐車スペースでは、●●●●含め既存地の●●●●に対する駐車スペースが不足しており、道路拡幅に伴う減少と合わせ 23 台分の駐車場を整備することを計画し、申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、転圧仕上げとし、地下浸透させます。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　この土地につきましては、長い間水稲その他作物は作っておらず管理だけしておられました。農地の有効利用として特に問題ないと思います。

推進委員　　現地確認してきました。今ほどご報告のありました通り、駐車場ですので地下水槽を設けるのか、ゲリラ豪雨の時に対応できるか確認したところ、山側に既に深い水路がありまして、これが暗渠排水となっており、●●●●へ直接入るようになっているので、私は異論ないと判断いたしました。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 29 号９番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、街区における宅地割合が４割超の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は、現在●●●●で●●●●に居住しています。この度、●●●●により●●●●である●●●●へ戻ってくることになり、これを機に住居を構えることを考え、●●●●で適地を探していたところ、●●●●が親が所有する農地であり、育児環境に優れ、学校・幹線道路等から近く、住居を構えるに最適であると判断し、申請されました。併せて、申請地敷地内にある農機具倉庫について、建築時に必要な許可を得ていなかったことから、今後も、父親が所有する水田の営農のために必要な施設であり、今回併せて申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　今ほど説明があった通りであり、ここを耕作するには狭いと思われ、難しいと思います。今までも管理だけしておられたと思いますので、特に問題ないと思います。

推進委員　　用排水についての問題は全くありません。既存の物置のような建物がありますが、これはまたご配慮されると思います。問題はありません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会　　長　　続きまして、議案第 30 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　６ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による､附則第５条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、７ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
８ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 63 件、借り手 18 件で、面積合計は 356,685 ㎡で、うち新規は 16 件、106,864 ㎡になります。詳細は９～20 ページに記載のとおりです。

会　　長　　この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。

推進委員　　一つ聞いてよろしいでしょうか。●●●●の●●●●が解散するという話を聞いたのですが､その耕作はどうなるのですか｡何か聞いていませんか。

事 務 局　　今のところこちらに連絡は来ていないです。別組織等、新たな担い手さんが見つからなければ、通常であれば土地は所有者へ戻されて管理をお願いすることになると思います。

会　　長　　ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）

ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他
・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

会　　長　　これで、審議は終了しました。

午後３時 50 分　閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和　　年　　月　　日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員